

複製 厳禁

注 意 事 項

- 1 この届出済証は3年で効力を失うから、期間満了の15日前までに更新の手続きをすること。
- 2 この届出済証は他人に貸したり、譲渡しないこと。
- 3 損傷、紛失、盗難のときは、直ちに届け出ること。
- 4 届出済証の記載事項に異動を生じたときは10日以内に書換申請をすること。
- 5 次の場合は10日以内に届出済証を返納すること。
ア 届出済証の有効期間が満了したとき。
イ 廃業したとき。
ウ 届出済証の再交付を受けた後旧届出済証が発見されたとき。
- 6 営業に従事するときは、常にこの証を携帯すること。



本籍 茨城県つくばみらい市

住所

氏名 中川 剛

昭和58年 7月15日生

主な行商地区

茨城県内

特定の取引先

茨城県つくば市栗原2859番地17
日本道路株式会社 東機械部

() 第 8 号 (有効期間 5 年 11 月 25 日)

金属くず行商届出済証

2 年 11 月 26 日

茨城県公安委員会



異動年月日	異動理由	公安委員会印